

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費

(令和2年3月27日から適用)

1. 支給対象となる疾病

鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫又は原発性の四肢のリンパ浮腫。

2. 弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブ)の支給

(1) 製品の着圧

30mmHg以上の弾性着衣を支給とする。ただし、関節炎や腱鞘炎により強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別な指示がある場合は20mmHg以上の着圧であっても申請できる。

(2) 支給回数

1度に購入する弾性着衣は装着部位毎に2着を限度とする。

(パンティストッキングタイプの弾性ストッキングは両下肢で1着とする)

両方が必要な場合などは、医師による指示があれば2着を限度として申請できる。

前回の購入後6ヶ月経過後において再度購入された場合は、療養費として申請できる。

(3) 支給申請費用

療養費として支給する額は、1着あたり弾性ストッキングについては28,000円(片足用の場合は25,000円)弾性スリーブについては16,000円、弾性グローブについては15,000円を上限とし、弾性着衣の購入に要した費用の範囲内とする。

3. 弾性包帯の支給

(1) 支給対象

弾性包帯については、医師の判断により弾性着衣を使用できないとの指示がある場合に限り療養費の支給対象とする。

(2) 支給回数

1度に購入する弾性包帯は装着部位毎に2組を限度とする。

前回の購入後6ヶ月経過後において再度購入された場合は申請できる。

(3) 支給申請費用

療養費として支給する額は、装着に必要な製品(筒状包帯、パッティング包帯、ガーゼ指包帯、粘着テープ等を含む)1組がそれぞれ上肢7,000円、下肢14,000円を上限とし、弾性包帯の購入に要した費用の範囲内とする。

4. 療養費支給申請書に必要な添付書類

(1) 療養担当に当たる医師の弾性着衣等の装着指示書の原本

(装着部位、手術日等が明記されている)

(2) 弾性着衣等を購入した際の領収書または費用を証する書類の原本